

改正派遣法に基づくマージン率公開

労働派遣法の改正に伴い、

労働者派遣のマージン率の公開が義務付けられました(法第23条第5項)

令和3年10月1日現在の労働者派遣の実績及びマージン率等は下記通りです

派遣労働者の数	7名
派遣先の数	3社
マージン率	49.3%(小数点以下2位以下四捨五入)
派遣料金一人あたりの平均額	34,088円 (1日8時間あたりの平均)
派遣労働者の平均賃金	17,264円 (1日8時間あたりの平均)

◆マージン率とは

派遣先より支払われる派遣料金から、派遣労働者に対して支払う賃金を差し引いた残りの額がマージンであり、この金額を派遣料金で割り、得られた数字に100を掛けるとマージン率となります

◆マージンに含まれる費用

法定福利費	健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料、労働保険料、などの事業主負担分
有給休暇費用	有給休暇、特別休暇 取得時の充当費用
福利厚生費	福利厚生サービス会社加入会費負担、慶弔見舞金
会社運営経費	営業、労務管理、求人採用活動、事業運営にあたる人件費

・教育訓練に関する事項

情報セキュリティ及び個人情報保護教育
階層別、テーマ別研修
安全衛生教育

・労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項について

労使協定を締結: あり
労使協定対象労働者の範囲: すべての派遣労働者
労使協定有効期間: 2021年4月1日～2022年3月31日

許可番号 派13-307984

株式会社ユニ・システム

東京都世田谷区太子堂2-20-17